

国選付添人制度の対象の拡大を求める理事長声明

- 1 少年は、社会の未来を担うかけがえのない存在である。少年は、様々な家庭・環境の中で、成長を遂げている最中である。間違いを犯した少年を更生させ、社会が受け入れることは国及び社会の責務である。
- 2 少年審判において、弁護士付添人は、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるように少年側の立場から手続きに関与するとともに、家庭、学校及び職場等の環境の調整を行い、被害回復に努め、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。少年は、未熟な面を抱えており、成人と比べ、十分に自らの意思を表明し、自らを守る力が弱い。少年を受容、理解した上で、少年に対して法的、社会的な援助を行い、少年の成長、発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要であり、また少年を受け入れる社会にとっても極めて重要である。
- 3 しかしながら、少年審判において弁護士付添人が選任されたのは、観護措置決定により身体の拘束を受け審判を受けた少年の約61.9%にとどまっている(2010年(平成22年)統計)。国選付添人選任率は、約4.8%(同年統計)に過ぎない。成人の刑事被告人の約99.3%に弁護士の国選弁護人が選任されていること(同年統計)と対比すると、あまりにも低率であり、少年に対する法的援助が不十分な状況にあることは明らかである。
さらに、2009年(平成21年)5月からは、被疑者国選弁護対象事件が、窃盗事件や傷害事件を含む大多数の事件に拡大されたが、国選付添人制度は上記の通り、限定されたままであった。このため、被疑者段階で国選弁護人の援助を受けていた大多数の少年が、家庭裁判所の審判段階で国選付添人の援助を受けられなくなるという重大な矛盾が生じるに至っている。
このような状況が生じている原因の重要な点は、現行の国選付添人制度が、その対象を殺人、強盗等の重大事件に限定しているうえに、国選付添人を選任するか否かが家庭裁判所の裁量に委ねられていることにあるといえる。
- 4 現在、日本弁護士連合会では、全国の会員が特別会費を拠出し、弁護士付添人の費用を援助する付添援助制度を実施している。しかし、この付添援助制度は、弁護士会員が私費をもって支えているものであり、極めて不健全というほかなく、このような制度を長期間継続することは不可能である。
- 5 よって、現行の国選付添人制度の対象を拡大し、少なくとも観護措置決定により身体の拘束を受けた少年については、全事件に弁護士付添人が選任されるよう、国に対し少年法を早急に改正することを求める。

2011年(平成23年)12月2日

近畿弁護士会連合会

理事長 畑 守 人